

令和6年 第3回白石町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 令和6年3月5日（火） 午前9時05分～10時40分

2 開催場所 福富ゆうあい館 多目的ホール

3 出席委員（37人）

1番	木下善明委員	2番	松尾貴江委員	3番	大曲弥素男委員
4番	大串 勝委員	5番	川崎勝巳委員	6番	岩永政幸委員
7番	土井哲夫委員	8番	溝上博信委員	9番	香月伸幸委員
10番	橋本重吉委員	11番	中村康則委員	12番	溝口 昇委員
13番	江頭浩二委員	14番	渕上 誠委員	15番	江口和広委員
16番	川崎照子委員	17番	川崎俊幸委員	18番	香月幸雄委員
19番	前田則尋委員	20番	松尾利助委員	21番	満田直昭委員
22番	久原一義委員	23番	久原 勤委員	24番	前田達雄委員
25番	筒井恒司委員	26番	池上勝文委員	27番	古賀茂昭委員
28番	藤井啓二委員	29番	一ノ瀬美佐子委員	30番	橋口 均委員
31番	外尾美津子委員	32番	吉原春樹委員	33番	岩石 学委員
34番	山崎三智治委員	35番	生島義明委員	36番	片淵秋正委員
37番	片淵久司委員				

4 欠席委員（ 0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 非農地証明願いについて
- 5 令和6年白石町農用地利用集積計画（3号）の承認決定について
- 6 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

業務連絡事項

- 1 令和6年第4回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所…令和6年4月5日（金）9時00分 白石町役場 3階大会議室
- 2 その他
農地パトロールの報告

6 農業委員会事務局職員

事務局長

久原正好

課長補佐兼農地農政係長 石田善人
農地農政係長 岩永 崇

7 その他出席職員
なし

8 その他

9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

まず、ご報告いたします。昨日、会計検査院農林 1 課による会計実地検査が、役場庁舎において実施されました。

また、昨日から町議会 3 月定例会が開会し、15 日金曜日までの 12 日間の予定で開催されますので併せてご報告いたします。

それではただ今から、令和 6 年 3 月第 3 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日の欠席委員はございません

定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。

それではよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、15 番、江口和広委員、16 番、川崎照子委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

= 議案番号第 32 号 =

議長 1「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 32 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 32 号、議案書は 1 ページです。

権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 32 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 32 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 33 号＝

議長 続きまして、2「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 33 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 33 号、議案書 2 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

申請人は、10 ha 以上の大規模農家でございまして、それに伴い資材置場等の整備のための農地を転用でと申すこととさせていただきます。

農地区分について、①は農用地区域内農地、②については第 3 種農地です。

農地区分の該当事項で、①は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地、②は、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路のインターチェンジから概ね 300m 以内の農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①は用途区分の変更、②許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、1 ページから 3 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 2 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回は、農業用資材、機械置場及び農業用倉庫を目的とする申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地所有者、耕作者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から一部を無断で転用されていたことについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 33 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 33 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 34 号 =

議長 続きまして、議案番号第 34 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 3 ページ。議案番号第 34 号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4 ページから 6 ページをご覧ください。

なお、議案番号第 35 号も関連し、あとで上程する予定です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 2 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、駐車場の計画に伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者、耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 34 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 34 号は原案のとおり申請を
許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 35 号 ＝

議長 続きまして、3「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたしま
す。議案番号第 35 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 35 号です。34 号の関連議案です。

権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項について、①は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にあ
る農地、②は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①②ともに、住宅、その他申請に係る土地の周辺
の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設
置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申
請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

議長 〇番の〇〇です。

34 号議案と同じく、2 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の転用は、譲受人が倉庫、駐車場の計画に伴う申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者、耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 35 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 35 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 36 号＝

議長 続きまして、4.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第 36 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 36 号。議案書は 4 ページです。

願い出農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地でなくなった時期及び原因については、昭和 57 年の圃場整備事業により、宅地進入路が畑として換地されております。

今後も農地に戻して耕作することはなく、宅地への進入路として利用する計画であります。

この案件も含め、申請される土地については、非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行っており、今後も再び農地として利用されることはないと判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員

委員 ○番の○○です。

これも 2 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

非農地証明の願い出があった土地は、昭和 57 年の圃場整備事業により、宅地進入

路として利用されており、また周辺の状況を見ても再び農地として利用される可能性はないと判断いたしました。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 36 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 36 号は非農地として当委員会承認することに決定いたします。

＝ 議案番号第 37 号 ＝

議長 続きまして、5「令和 6 年白石町農用地利用集積計画（3 号）の承認決定について」を議題とします。議案番号第 37 号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第37号の「農用地利用集積計画（3号）の承認決定について」についてご説明いたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は7件となっております。

詳細は1ページをご覧ください。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから4ページに相對での設定が22件、5ページから9ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が39件、合わせて61件の計画が提出されており、賃借権設定が59件、使用賃借権設定が2件となっております。

区分の内訳として新規が40件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが14件ありました。再設定は21件でした。

今回の利用権の総面積は342,001.11㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが22件、農地中間管理機構によるものが39件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たすものとして、68件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず、所有権移転について審議します。

これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 37 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 37 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。
続きまして、利用権設定について審議いたします。
これについては、議事参与の制限がございます。
○番、○○委員については、該当する整理番号での発言を控えていただきます。
質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番○○です。

整理番号の 14・15・16 で○○さんが小城市となっているのですが、新たに八平新開の方でされている方なのか、以前からされている方なのか、最近、蓮根の放棄地が増えているので、そこらが心配で質問させていただきました。

事務局 利用権設定の○○さん、資料等をこちらに持ってきていないので、新規なのか今までされていたのか不明であります。ただ、○○委員が言われたとおり、蓮根のあと地が荒れてきている土地が散見されるということで、事務局としても十分注意をして、もし、少しでも荒れるような状況であったら、直ちに指導をしたいと思えます。

○番 契約で、最終的に元に戻すとしてあるのか確認をお願いします。

事務局 はい、わかりました。

○番 ○番の○○です。

今、○○委員が言われたように、田畑だったらそうないですが、蓮根だったら、パネルはめて、水溜めて、ほったらかして逃げる人が白石町は多いです。

私も今まで見てきましたが、パトロールに行つて皆さん分かれるように、田んぼが荒れているところは、ほとんど蓮根田です。パネルはめたままとか。

農業委員のみなさんも、パトロールは蓮根田とか注意してください。

事務局長 ご意見・ご指摘、ありがとうございました。

議長 ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 37 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 37 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 38 号 ～ 議案番号第 41 号＝

議長 続きまして、6「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 38 号から議案番号第 40 号、農地の買受希望、議案番号第 41 号について、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案のご説明をいたします。

まず、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 38 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、六府方区の〇〇氏です。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。

議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 39 号。議案書 5 ページです。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、中郷中の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、14 ページから 18 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 40 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、沖清の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、19 ページから 20 ページをご覧ください。

次に農地の買受希望です。議案番号第 41 号、議案書は 6 ページです。

あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。

申出者は、現在、小城市三日月町在住の〇〇氏の元で、大福や代行干拓に〇〇氏が所有されている蓮根田で修行中であり、希望は、大福地区と代行干拓のそれぞれ 50a 程度、合わせて 1 ha 程度の農地を希望されており、その農地にて来年 1 月から本格的に就農される予定であります。

以上、議案番号第 38 号から議案番号第 41 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を指名すると定めてありますので、議案番号第 38 号から議案番号第 41 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 議案番号第 38 号から議案番号第 41 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 38 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 39 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 40 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 41 号
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 38 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 39 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 40 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員
議案番号第 41 号、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 担当の職員を確認します。議案番号第 38 号は〇〇、議案番号第 39 号は〇〇、議案番号第 40 号は〇〇、議案番号第 41 号は〇〇です。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 令和6年 第4回農業委員会総会の日時及び場所
日時・場所 … 令和6年4月5日(金)9時00分
白石町役場 3階大会議室
- 2 その他 … 農地パトロール報告について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時40分
